

1 漁業権者の名称及び住所	名 称	洋野町漁業協同組合					
	住 所	九戸郡洋野町種市第7地割34番地1					
2 漁業権の免許番号	内共第1号(有家川)						
3 遊漁についての制限の範囲	(1) 遊漁の方法等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り	有家川本支流の免許区域	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いwana	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		JR八戸線有家鉄橋下流端から下流の有家川の区域			1月1日から12月31日まで		
(3) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル以下			
	いwana			〃			
4 遊漁料の額及びその納付方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	やまめ さくらます いwana	餌釣り 擬餌釣り	500円	5,000円	組合事務所及び指定販売所
			<p>ア 小学生以下は、無料とする。</p> <p>イ 中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。</p> <p>ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、中学生、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、300円を加算した額とする。</p>				
5 遊漁承認証に関する事項	<p>(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。</p> <p>(2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</p>						
6 遊漁に際し守るべき事項	<p>(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。</p> <p>(2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。</p> <p>(4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。</p>						
7 漁場監視員に関する事項	<p>(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。</p> <p>(2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。</p>						
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。						